

岩手県産業廃棄物処理業者育成センター業務規程

目次

- 第1章 総則（第1条～第2条）
- 第2章 役員（第3条～第8条）
- 第3章 運営委員会（第9条～第17条）
- 第4章 規程の変更（第18条）
- 第5章 事務局（第19条～第20条）
- 第6章 格付け（第21条～第25条）
- 第7章 認定委員会（第26条～第33条）
- 第8章 保証金（第34条～第45条）
- 第9章 補則（第46条～第47条）

附則

第1章 総則

（設置）

- 第1条 循環型地域社会の形成に関する条例（平成14年岩手県条例第73号。以下「条例」という。）第14条に規定する業務を行うため、一般社団法人岩手県産業資源循環協会（以下「協会」という。）内に岩手県産業廃棄物処理業者育成センター（以下「育成センター」という。）を置く。

（事業）

- 第2条 育成センターは、次の事業を行う。
- (1) 岩手県知事又は盛岡市長の許可を受けた廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第12項に定める産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者並びに同法第14条の4第12項に定める特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者（以下「産業廃棄物処理業者」という。）の格付けに関する事業
 - (2) 産業廃棄物処理業者の事故時の対応等に係る保証金に関する事業
 - (3) 前2号の事業に附帯する事業

第2章 役員

（種類及び定数）

- 第3条 育成センターに、次の役員を置く。

所長 1人
副所長 1人
運営委員 8人以上12人以内

（選任等）

- 第4条 所長は、協会の会長をもって充てる。
- 2 副所長は、協会の理事のなかから所長が任命する。
 - 3 運営委員は、所長及び副所長がこれに当たるほか、産業廃棄物処理に関する専門的知識を有する者、協会の理事の中から、協会の理事会の同意を得て、所長が委嘱する。運営委員の過半数は産業廃棄物処理業者以外の者を委嘱するものとする。
 - 4 役員に異動があったときは、遅滞なくその旨を岩手県知事に届け出るものとする。

（職務）

- 第5条 所長は、育成センターを代表し、その業務を統括する。
- 2 副所長は、所長を補佐し、所長に事故があるとき、又は所長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 運営委員は、運営委員会を構成し、本規程及び運営委員会の議決に基づき、育成センターの業務を執行する。

(任期)

第6条 副所長及び運営委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された副所長及び運営委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 副所長及び運営委員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第7条 副所長及び運営委員が次の各号のいずれかに該当するときは、協会の理事会の3分の2以上の同意を経て、所長が解任することができる。この場合、その役員に対し、弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他副所長及び運営委員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第8条 役員は、無給とする。

2 役員には、費用を弁償する。

3 前項については、協会の例による。

第3章 運営委員会

(構成)

第9条 運営委員会は、運営委員をもって構成する。

(権能)

第10条 運営委員会は、この規程に別に定めるもののほか、育成センターの運営に関する事項(認定委員会の所管に属するものを除く。)を議決する。

(開催)

第11条 通常運営委員会は、毎年度1回開催する。

2 臨時運営委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 所長が必要と認めたとき。

(2) 運営委員の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。

(招集)

第12条 運営委員会は、所長が招集する。

2 所長は、前条第2項第2号に該当するときは、請求があった日から14日以内に運営委員会を招集しなければならない。

3 運営委員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第13条 運営委員会の議長は、所長がこれに当たる。

(定足数)

第14条 運営委員会は、運営委員の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第15条 運営委員会の議事は、この規程に別に定めるもののほか、出席した運営委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第16条 やむを得ない理由により運営委員会に出席できない運営委員は、あらかじめ議決する事項について、書面により表決し、又は他の運営委員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その運営委員は出席したものとみなす。

(議事録)

第17条 運営委員会の議事については次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 運営委員の現在数、出席数及び出席者氏名(書面表決者及び表決委任者の場合にあってはその旨を付記すること。)

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

第4章 規程の変更

(規程の変更)

第18条 この規程は、運営委員会において委員の総数の3分の2以上の議決を経て、協会の理事会の同意を得て、岩手県知事の認可を得なければ変更することができない。

第5章 事務局

(設置等)

第19条 育成センターの事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 前項の事務局長及び所要の職員は、協会の事務局長及び職員がそれぞれ兼ねるものとする。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、運営委員会の議決を経て、所長が別に定める。

(備付け書類)

第20条 センターには、常に次に掲げる書類を備えておかななければならない。

(1) 岩手県産業廃棄物処理業者育成センター業務規程

(2) 役員、認定委員、認定専門員及び事務局の職員の名簿及び履歴書

(3) 条例第14条の知事のセンターの指定に関する書類

(4) 格付けに関する書類

(5) 保証金に関する書類

(6) 規程に定める運営委員会及び認定委員会の議事に関する書類

(7) その他必要な書類

第6章 格付け

(認定)

第21条 所長は、岩手県知事が定める格付けの基準(第7項において「格付け基準」という。)に適合すると認められる産業廃棄物処理業者を、毎年度1回認定委員会の議決に基づき、基準適合産業廃棄物処理業者(以下「基準適合業者」という。)として認定する。ただし、必要に応じ当該年度中に複数回認定することを妨げない。

2 前項の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した別に定める様式による基準適合産業廃棄物処理業者認定申請書を所長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、主たる事務所の所在地及び商号又は名称並び

に代表者の氏名

- (2) 岩手県内において産業廃棄物処理業を行っている事業所の所在地
- (3) 岩手県又は盛岡市における産業廃棄物処理業の区分及び取り扱う産業廃棄物の種類
- (4) その他必要な事項

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 別に定める様式による自己評価表及び自己評価結果を証明する書類（自己評価の基準日は、毎年度2月末日とする。）ただし、第1項ただし書の規定による認定（第6項において「臨時認定」という。）の自己評価の基準日は、別に定める。
- (2) 岩手県知事又は盛岡市長の産業廃棄物処理業の許可証の写し（複数の許可を受けている場合にあっては、その全ての許可証の写し）
- (3) 直前3年各事業年度における財務諸表

4 第2項の申請を行う者は、別に定める申請料を納付しなければならない。

5 所長は、第1項の認定をしたときは、申請者に対し別に定める様式による基準適合産業廃棄物処理業者認定証を交付するものとする。

6 第1項の規定による認定の有効期間は、認定の日から起算して、2年間とする。ただし、臨時認定の有効期間の満了の日は、当該年度に行う第1項本文の認定と同じとする。

7 前項の規定にかかわらず、格付け基準及び過去における認定の実績を勘案して認定委員会が特に優良と認める基準適合者については、認定の有効期間を、認定の日から起算して3年間とすることができる。

（変更届出）

第22条 前条第1項の認定を受けた者は、同条第2項の申請書の記載事項のうち次に掲げる事項に変更があったときは、当該変更が生じた日から30日以内に別に定める様式による基準適合産業廃棄物処理業者認定変更届出書により所長にその旨を届け出なければならない。

- (1) 住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）
- (2) 氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）
- (3) 岩手県内において産業廃棄物処理業を行っている事業所の所在地
- (4) 岩手県又は盛岡市における産業廃棄物処理業の区分

（公表）

第23条 所長は、第21条第1項に基づく認定又は第25条第1項に基づく認定の取消しを行なった場合又は第25条第2項に基づく認定の取下げを受理した場合は速やかに、当該事業者の氏名又は法人にあっては、その名称及び代表者の氏名をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

2 前項の認定による公表の期間の最終日は認定の有効期間の最終日とする。

3 第1項の認定取消し又は取下げによる公表の期間は、取消し又は取下げを受理した日から1年間とする。

（認定マーク）

第24条 第21条第1項の認定を受けた者は、別に定める認定マークを表示することができる。

2 第21条第1項の認定を受けた者以外の者は、前項に規定する場合を除くほか、同項の認定マーク又はこれらと紛らわしい表示を使用してはならない。

（認定の取消し等）

第25条 所長は、基準適合業者が次に掲げる事由に該当すると認めるときは、認定委員会の議決を経て、認定の取消しを行うことができる。

- (1) 第21条第1項の基準に適合しなくなった場合
- (2) 正当な理由なく第22条又は第37条の届出をせず、又は虚偽の届出を行った場合
- (3) 正当な理由なく第46条の報告をせず、又は虚偽の報告を行った場合
- (4) 偽りその他不正の手段により認定を受けた場合

- (5) その他基準適合業者としてふさわしくないと認められた場合
- 2 基準適合業者は、認定を取下げようとするときは、別に定める様式による基準適合産業廃棄物処理業者認定取下げ書を所長に提出しなければならない。
 - 3 所長は、岩手県知事又は盛岡市長から認定の保留について要請があった場合は、認定委員会の議決を経て、認定の保留を行うことができる。
 - 4 所長は、基準適合業者が法令違反等により所定の格付け区分での認定がふさわしくないと認められる場合は、認定委員会の議決を経て、格付け区分を引き下げて認定を行うことができる。

第7章 認定委員会

(構成)

第26条 認定委員会は、4人以上6人以内の認定委員をもって構成する。

(選任等)

第27条 認定委員は、産業廃棄物処理業者以外の者で産業廃棄物処理に関する専門的知識を有するもののなかから、運営委員会の同意を得て、所長が任命する。

- 2 認定委員を選任したときは、遅滞なくその旨を岩手県知事に届け出るものとする。

(職務)

第28条 認定委員は、認定委員会を構成し、本規程及び認定委員会の議決に基づき、認定に関する業務を執行する。

(任期等)

第29条 認定委員については、第6条から第8条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「副所長及び運営委員」及び「役員」とあるのは、いずれも「認定委員」に読み替えるものとする。

- 2 補欠又は増員により選任された認定委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 認定委員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(権能)

第30条 認定委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 格付け基準の作成及び変更
- (2) 格付けの認定
- (3) 格付けの認定の取消し及び保留
- (4) 格付けに関する調査研究

(委員長)

第31条 認定委員会に委員長を置き、委員会を代表する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会の議長となる。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(認定専門員)

第32条 認定委員会に、認定に関する事務を行わせるため、産業廃棄物処理に関する専門的知識を有する認定専門員を置くことができる。

- 2 認定専門員は、所長が任命する。
- 3 認定専門員の勤務時間その他の勤務条件は、協会の職員の例による。

(開催等)

第33条 認定委員会については、第11条、第12条及び第14条から第17条までの規定を準用する。この場合において、第11条及び第14条から第17条までの規定中「運営委員会」及び「所長」とある

のは、それぞれ「認定委員会」及び「委員長」に、第12条の規定中「運営委員会」とあるのは、「認定委員会」に読み替えるものとする。

2 認定委員会の議長は、互選とする。

第8章 保証金

(保証金)

第34条 産業廃棄物処理業者は、事故時の対応等に係る保証金を育成センターに預託することができる。

2 前項の保証金の額は、産業廃棄物処理業者一人につき100万円とする。

3 前項の規定にかかわらず、産業廃棄物処理業者が、協会による保証(以下「相互保証」という。)を受ける場合は、保証金の額を50万円とする。

(預託申請)

第35条 前条の保証金を預託しようとする者は、別に定める様式による保証金預託申請書を所長に提出しなければならない。

2 前項の保証金預託申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 岩手県知事又は盛岡市長の産業廃棄物処理業の許可証の写し(複数の許可を受けている場合にあっては、その全ての許可証の写し)

(2) 相互保証を受ける場合には、それを証する書類

3 第1項の保証金預託申請書を提出しようとする者は、育成センターが別に定める方法で保証金を預託しなければならない。

(預託申請承諾手続)

第36条 所長は、保証金の預託を承諾したときは、別に定める様式による保証金預託承諾書を預託を申請した者に交付しなければならない。

2 前項の保証金預託承諾書の交付を受けた者は、交付を受けた日から1週間以内に保証金を預託しなければならない。

3 承諾を受けた者が前項に定める期間内に預託しないときは、承諾は効力を失う。

(変更の届出)

第37条 前条第1項の承諾を受けた者は、承諾の申請書の記載事項のうち次に掲げる事項に変更があったときは、当該変更が生じた日から30日以内に、別に定める様式による保証金預託変更届出書により所長にその旨を届け出なければならない。

(1) 住所(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)

(2) 氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

(3) 岩手県内において産業廃棄物処理業を行っている事業所の所在地

(4) 岩手県又は盛岡市における産業廃棄物処理業の区分

(5) その他参考事項(協会への入会又は脱退に伴う保証金の額の変更等)

(公表等)

第38条 所長は、第36条第1項に基づき預託を承諾したとき又は第39条に基づき承諾を取消したときは速やかに、当該事業者の氏名又は法人にあっては、その名称及び代表者の氏名をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

2 前項の預託を承諾した場合の公表の期間は預託の有効期間とする。

3 第1項の承諾を取消した場合の公表の期間は、取消の日から1年間とする。

4 所長は、毎年3月31日現在の預託を受けた保証金の状況を書面によりそれぞれの預託者に通知する。

(承諾の取消し等)

第39条 所長は、承諾を受けた者が次に掲げる事由に該当すると認めるときは、承諾を取り消すこ

とができる。

- (1) 正当な理由なく第37条の届出をせず、又は虚偽の届出を行った場合
- (2) 偽りその他不正の手段により承諾を受けた場合
- (3) その他保証金承諾にふさわしくないと認められた場合

(保証金の取戻し)

第40条 第34条により保証金を預託した者(以下「預託者」という。)は、次に掲げる事由に該当すると運営委員会が認めたときは、保証金の全部又は一部を取り戻すことができる。

- (1) 預託者がある責任において事故等の対応のための措置を講じ、これ以上の預託者による措置を講ずることが困難であり、かつ対処計画が適当と認められた場合
- (2) 緊急又は経済効率その他運営委員会が特に必要であると認めた場合

(請求)

第41条 保証金の取戻しをしようとする者は、別に定める様式による保証金払渡請求書により、請求しなければならない。

- 2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 保証金預託承諾書
 - (2) 対処計画
 - (3) 預託者の財務諸表
 - (4) その他運営委員会が必要と認める書類

(運営委員会の審査等)

第42条 所長は、前条第1項の申請があった場合は、運営委員会を開催し、保証金の払い渡しの可否及び額を決定するものとする。

- 2 前項の払い渡しの金額は第34条第2項又は第3項の保証金の額を上限とする。
- 3 所長は、第1項の決定を行った場合、その内容を決定した日から14日以内に、別に定める様式による保証金払渡等決定通知書により、申請者に対し通知しなければならない。

(保証金の補填)

第43条 保証金を預託した者は、次に掲げる事由により第34条第2項又は第3項に定める額に不足することとなったときは、速やかに、その不足額を補填しなければならない。

- (1) 第40条により保証金の全部又は一部を取り戻したとき
- (2) 相互保証を受けることができなくなったとき

(保証金の返還)

第44条 センターは、預託者が次に掲げる事由に該当する場合は、保証金の全部を返還するものとする。

- (1) 預託をやめる場合
- (2) 承諾を取り消された場合
- 2 センターは、第34条第2項の額の保証金の預託者が新たに相互保証を受けた場合は、その超えた額の保証金を返還するものとする。

(解消の申し出)

第45条 預託者は、預託を解消しようとするときは、別に定める様式による保証金預託解消申出書を所長に提出しなければならない。

第9章 補 則

(報告)

第46条 所長は、この規程の施行に必要な限度において、基準適合業者の認定を受けた若しくは受けようとする者又は保証金預託の承諾を受けた者若しくは受けようとする者に対し、必要な報告を求めることができる。

(委任)

第47条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に必要な事項は、運営委員会の議決を経て、所長が別に定める。

附則(平成15年2月8日認可)

- 1 この規程は、知事の認可のあった日から施行する。
- 2 育成センターの設立当初の副所長及び運営委員は第4条第2項及び第3項の規定にかかわらず次に掲げるとおりとし、その任期は第6条第1項の規定にかかわらず設立の日から平成17年5月31日までとする。
 - (1) 副所長 門脇 生男
 - (2) 運営委員 太田代憲夫 生内邦雄 狩野勝哉 佐々良保 高橋幹一 中屋敷勤 眞瀬静 宮野裕子 (五十音順)

附則(平成16年5月31日認可) 第2条、第11条、第21条、第23条、第38条、第39条、様式第1号、様式第2号、様式第3号、様式第5号、様式第6号

この規程は、知事の認可のあった日から施行する。

附則(平成17年2月15日認可) 第23条、第25条

この規程は、知事の認可のあった日から施行する。

附則(平成18年3月24日認可) 第11条、第21条、第25条、第35条、第36条、第37条、第41条、第42条、第45条

- 1 この規程は、知事の認可のあった日から施行する。
- 2 改正前の規程による基準適合業者に係る有効期間は、平成16年3月30日に認定を受けた者(第1回認定)は、平成18年度の認定の日まで、平成16年9月28日に認定を受けた者(第2回認定)及び平成17年3月25日に認定を受けた者(第3回認定)は、平成19年度の認定の日まで、平成17年9月27日に認定を受けた者(第4回認定)は、平成20年度の認定の日までそれぞれ継続するものとする。

附則(平成19年10月4日認可) 第21条

この規程は、知事の認可のあった日から施行する。

附則(平成20年3月28日認可) 第2条、第21条、

この規程は、知事の認可のあった日から施行する。

附則(平成22年3月3日認可) 第21条、第22条、第25条、第30条、第34条、第35条、第37条、第42条、第45条

この規程は、知事の認可のあった日から施行する。

附則(平成25年3月28日認可) 第1条

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則(平成26年3月26日認可) 評価項目

この規程は、知事の認可のあった日から施行する。

附則(平成30年1月17日名称変更届) 第1条

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附則(令和3年3月26日認可) 評価項目

この規程は、知事の認可のあった日から施行する。

附則(令和4年9月28日認可) 第21条、第22条、第25条、第35条、第36条、第37条、第41条、第42条、第45条

この規程は、知事の認可のあった日から施行する。